

暴力団排除の取組みについて

当財団では、近年、反社会的勢力である暴力団に対する企業、団体におけるコンプライアンス(法令遵守)強化の流れを踏まえ、当財団が賃貸している店舗、事務所等が、安全に、かつ安心して利用できる環境を確保するため、下記のとおり、入店資格に暴力団員を排除する旨を定めるとともに、賃貸借契約の解除条項に、暴力団排除条項を追加することとしました。

今後とも、大阪府警本部等の関係機関と緊密に連携しながら、この取組みを進めてまいりますので、何卒ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 入店者の資格基準に暴力団員の排除を明記しました

●財団法人大阪府タウン管理財団専門店街の店舗等入店者選考要領

(入店者の資格基準)

第 2 条 入店者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (6) 暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)でない者。

その他項目は省略

2. 賃貸借契約の解除条項に暴力団排除条項を追加しました

●財団法人大阪府タウン管理財団専門店街の賃貸借契約に関する要綱

(賃貸借契約の解除)

第 23 条

財団は、賃借人等が次の各号の一に該当するときは、賃貸借契約を解除することができる。

(1)~(12)略

- (13) 賃借人又はその使用人が、暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であることが判明したとき。

- (14) 賃借人が法人である場合にはその法人の代表者、責任者又は、実質的に経営権を有する者が暴力団員であることが判明したとき。

- (15) 賃借人又はその使用人が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)を利用したことが判明したとき。

- (16) 賃借人又はその使用人が、暴力団に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたことが判明したとき。

- (17) 賃借人又はその使用人が、暴力団又は暴力団員と親密な交際等の社会的に非難される関係を有していることが判明したとき。

(18)略

- 2 前項第 13 号から第 17 号までの一に該当するときは、賃借人は賃貸借契約に係る店舗等を直ちに明け渡さなければならない。

3. 適用にあたって

平成 22 年 4 月 1 日より、新規入店者はもとより既存の店舗にも適用させていただきます。